

栃木県立岡本特別支援学校いじめ防止基本方針【令和3(2021)年度】

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、児童生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策指導委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄警察署や関係病院等の関係機関に通報し、援助を求めます。

1 いじめ対策についての基本的な方向

- 一人一人の人格、病状、障害の状況に応じた教育を行い、生命尊重の精神や人権感覚、思いやりの心を備えた豊かな感性を育てます。
- 一人一人の個性、能力、創造性を伸ばし、自らをかけがえのない存在として認識する自尊感情を育てます。
- 集団や社会の一員としての自覚や責任ある態度及び規範意識を育て、社会に適応できる人間を育てます。
- 心理的安定を図り、社会性を養い、望ましい人間関係を構築できる能力を育てます。

2 取組内容

- いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けては、組織的な対応に基づき教職員一人一人が的確な対応に努めます。
- 学校教育全般に人権感覚や思いやりの心を育てる内容を取り入れ、学業指導による児童生徒指導を心がけます。
- 心の健康観察アンケートの内容にいじめの内容や悩んでいることなどを書き込む項目を入れ、担任や学部で児童生徒の心の状態を把握できるようにします。
- 教師と児童生徒の関わりや児童生徒間の関わりの様子を観察し、社会の一員としての望ましい態度が見られたときにほめ、望ましくない態度は、主事・主任・担任を中心に十分話し合い、方向性を考えるようにします。

3 組織的な対応に向けて

- いじめ対策指導委員会を校内委員会に組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け、組織的に対応します。
- いじめを始めとする児童・生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

4 いじめの未然防止に向けて

- 児童生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 児童生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

5 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 児童生徒の声に耳を傾け、児童生徒の行動を注視し、児童生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から児童生徒との信頼関係を深め、児童生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 児童生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

6 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童生徒を守り通します。
- いじめられている児童生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いきむことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている児童生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力して、いじめの解決に向け、取り組めるようにします。
- いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 解決した後も、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。